

確 認 書

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長様

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会兵庫本部長様

私(当社)は、宅地建物取引業法及び関連法規、業協会定款諸規程及び保証協会諸規程並びに全宅連倫理綱領及び業協会倫理規定を遵守することを確約します。

また、会員として協会の社会的信用の高揚に努めます。

1. 会費を1年以上滞納した場合、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会定款並びに公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会定款により、両団体の会員資格が喪失となることについて異議はありません。
2. 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会を自主退会したるときは、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会を同時に退会します。
3. 退会時に会費の滞納がある場合、滞納会費全額を納めます。
4. 各登録事項に変更があった場合は、変更後30日以内に、所定の様式により業協会会長及び保証協会本部長へ届出ます。
5. 事務所所在地の変更に伴い所属支部が変わる場合には、必ず所属支部の移籍手続きをします。移籍手続きは、移籍前所属支部へ通知後30日以内に行い、移籍先支部へ協会変更届出とともに移籍事務手数料を納めます。
6. 不動産広告に関する法令、「不動産の表示に関する公正競争規約」を遵守するとともに、協会の指導に従います。また、違法屋外広告物を一切しません。

7. 業者間の信義と秩序を守り、公正な取引を行うとともに顧客とのトラブルを起こしません。
8. 現在又は将来にわたり、暴力団等反社会的勢力でないこと及び、同勢力並びにその関係者との取引行為等をしません。
9. 前各項に反したとき、または私の不始末の結果、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会定款第10条及び定款施行規則第7条により懲戒処分を受けることがあっても異議はありません。
- また、懲戒の結果、除名処分を受けたときは公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会も退会します。
10. 協会主催の研修会、支部行事等に積極的に参加し、支部運営に伴う諸事業にも協力します。
11. 退会時においては、その理由の如何によらず納入した入会金の返還を請求しません。

年 月 日

事務所所在地

商号又は名称

代表者名



※ 法人の場合は法人の実印を、個人の場合は免許取得者個人の実印を押印して下さい。

(R 1 . 5 . 1 改正)